平成２２年（フ）第２１号
高知県高岡郡中土佐町久礼6749番地６
債務者　西村　加奈
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２２号
高知県須崎市山手町３番18号　荒木アパート、前住所高知県須崎市中町１丁目３番１号
債務者　前田　保
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第５６５号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目10番13号
債務者　川副つや子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
佐賀県鳥栖市浅井町143番地３　県営浅井アパート113
債務者　今井　利行
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
佐賀県鳥栖市姫方町331番地７　坂本荘９
債務者　本石　國男
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
佐賀県鳥栖市田代新町193番地５
債務者　舩木　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
佐賀県小城市牛津町牛津236番地２
債務者　福田　英雄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
佐賀県佐賀市高木瀬東４丁目５番２号
債務者　竹ケ原篤史
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
佐賀県佐賀市高木瀬東４丁目５番２号
債務者　竹ケ原美春
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
佐賀県佐賀市光３丁目４番17号
債務者　坂井　靖子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2184番地２
債務者　井上　君代
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
佐賀県小城市三日月町久米893番地２
債務者　中島真里子（旧姓島内）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
佐賀県鳥栖市藤木町2238番地17
債務者　奥田いさ子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
大分市中島西３丁目６番24号　第５阿部ビル603
債務者　森崎千恵美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
宮崎県延岡市西階町１丁目4022番地９
債務者　甲斐理津子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６号
山形県新庄市大字泉田字往還東208番地の39
債務者　阿部　博隆
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１３１号
長野県飯田市座光寺6416番地
債務者　原田　俊
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５２号
徳島県吉野川市川島町川島401番地２
債務者　小林　実
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部